

事務連絡
令和2年4月8日

各都道府県 森林整備事業担当部長 様

林野庁 森林整備部 計画課長
森林利用課長
整備課長

新型コロナウイルス感染症等による影響に備えた森林整備事業等の留意事項について

日頃より森林整備事業をはじめ林野公共事業等の推進に御尽力頂き感謝申し上げます。

さて、昨日、林野庁関係では過剰となっている在庫を緊急に解消するための木材利用や滞留している輸出向け原木の保管等への支援を柱とする緊急経済対策が閣議決定されたところですが、御案内のとおり、日本国内だけでなく世界各地において新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、国内の木材需給について、現時点で全国的には大きな乱れが発生している状況ではないものの、川下側における住宅着工戸数の減少など木材需要の不透明感が増す中で、今後、更に木材需要が減少すれば供給過多となり原木価格の低下が懸念される所です。こうした事態を避けるためには、需要拡大対策等を講じるとともに、地域における需給状況を見極めつつ、需要に即した生産を行う必要があります。このためには雇用調整助成金制度の活用のほか、木材生産を伴わない事業へシフトすることも有効です。

つきましては、このような事態への準備として、各都道府県におかれましては、川上・川中・川下関係者が需給状況を共有できるように配慮頂く（別途木材産業課から発出されている調査の動向を注視等）とともに、森林整備等に係る令和元年度補正予算や令和2年度当初予算事業の執行に併せ、どのような事業展開が実施可能か等について検討を行って頂くようお願いいたします。

なお、検討にあたっては、以下の例なども参照し、各都道府県の実態に合わせたものとなるようお願いいたします。

1 造林、下刈り、保育間伐等（森林整備事業）

- 林業事業体の事業量の確保・雇用の創出の観点からの造林、下刈り、保育間伐、作業道開設等の木材生産を伴わない事業。
- 森林整備事業に係る補助金は、原則として事後申請方式であるが、補助金の交付目的を達成するため、知事が特に必要があると認める場合は、事前に交付決定を行った上で、その一部を概算払いにより支払い。
- 公有林等においては、自治体等が自ら木材生産を伴わない事業の先行・優先実施

等に取り組む。

2 非公共事業の搬出間伐の振替調整

- 非公共事業[※]では搬出間伐により原木供給を行うこととしているが、地域の木材供給量が過剰気味などの場合は、需要に見合った原木供給を行うこととする一方、反動需要による原木需要の高まりに即応できるようにするため、路網整備（林業専用道（規格相当）・森林作業道）、高性能林業機械の整備など、直接木材生産を伴わない事業に振替調整を行う。

なお、この場合、実施に際しては各事業の趣旨を逸脱することのないよう留意するとともに、事業予定箇所を進捗管理や事業実施主体との連携を確実にを行い、原木需要の変化等に応じた機動的な対応が図られるようにすることが必要。

※ 林業・木材産業成長産業化促進対策【間伐材生産】（当初予算事業）

合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策【間伐材生産】（補正予算事業）

3 森林境界の確認・測量、森林経営管理制度に係る意向調査等の実施

- 森林組合等の林業事業体の事業量の確保・雇用の創出の観点も踏まえ、森林整備地域活動支援交付金や森林環境譲与税その他地方財政措置も活用しつつ、保育間伐や森林境界の確認・測量等の先行実施、森林資源情報や所有者情報等林地台帳の情報の精度向上、森林経営管理制度に係る意向調査の前倒し実施等を積極的に進める。